

施策評価シート (平成24年度の振り返り、総括)

作成日 平成25年 06月 20日

施策 No.	21	施策名	水道事業の推進
主管課名	水道課	電話番号	0285-83-8165
関係課名	建設課、都市計画課、区画整理課、長田区画整理指導室、環境課		

施策の対象	市民								
対象指標名	単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	26年度見込
人口	人				82,997	82,584	82,136	81,511	85,500

施策の意図	清浄でおいしく、豊富で安全な水を安定供給する。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	実績データにより把握する。 ・水道水を安定供給していることの判断は水道を市民がどれだけ使用しているかであり、水道普及率 (推計人口対比) を成果指標とする。 ・水道事業の健全経営の指標として有収率 (配水量に対し使用された水量の割合) を成果指標とする。 (上水道事業と簡易水道事業を合算した数字を使用した。)								
成果指標名	単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	26年度基本計画目標値
水道普及率	%				83.4	82.0	82.5	83.5	85.0
有収率	%				90.0	88.7	87.7	88.2	90.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	給水区域内の市民には、水道水を利用してもらう。 行政は、市民皆水道に向けて計画的なエリア拡張に努め、清浄でおいしく、豊富で安全な水の安定供給を図る。								
-------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

（１）施策成果の時系列比較（過去３年間の比較）

・平成24年度末の給水人口は67,597人、推計人口による普及率は83.5%であり、過去3年間の推移を見ると、3年前は83.4%、一昨年は82.0%、昨年は82.5%とほぼ同水準に留まっている。近年の動向として、家事用での給水戸数は増加しているが、営業用及び家事用併用戸数と平均世帯人数が減少傾向にある。

・平成24年度の有収率は88.2%であり、過去3年間の推移を見ると、3年前は90.0%、一昨年は88.7%、昨年は87.7%となっている。過去2年は、東日本大震災の影響による漏水量の増などがあり低下したが、漏水修繕工事の実施により改善している。

（２）近隣他市との比較

・平成24年度の普及率(83.5%)は県内14市中第12位、有収率(88.2%)は同第3位である。普及率が低い要因として、地区によっては、自家用井戸等で生活用水を確保している世帯が多いことが考えられる。

（３）住民期待水準との比較

・市民意向調査によると、水道水を利用している者のうち、「とてもおいしい」又は「どちらかと言えばおいしい」と答えた割合は67.1%で、前年度と比較して2.0%増加した。また、「利用していて不満がある」と答えた割合は37.2%で、同2.7%減少した。不満の主な理由は、「料金が高い」が45.9%(同0.1%増)、次いで「水質(カルキ臭)に不満」が44.4%(同0.7%増)であった。

24年度の  
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

・水道施設改良事業では、点検により不良箇所を発見し補修するとともに、石法寺浄水場4号送水ポンプ及びポンプ操作盤・取水量計操作盤更新、石法寺浄水場5号及び7号取水ポンプ更新、荒町配水場4号配水ポンプ更新工事、三谷浄水場3号送水ポンプ更新工事など、20箇所の更新工事を実施した。

・土地区画整理事業等の道路築造に併せて配水管を布設する先行投資的な路線については、舗装工事を実施する前段に水道の取り出しをお願いしながら加入促進に努めている。

・配水管の不明水確認のため、西田井地内、水戸部地内外32.5kmについて漏水調査を実施し、漏水箇所6箇所を発見して修繕した。

・給水管の不明水対策として、量水器手前の給水管の漏水を市民からの通報により205箇所修繕した。

・不評なカルキ臭の原因や対処方法、水道料金のしくみ等について、市ホームページに掲載し、周知を図った。

・水道料金の収納率を上げるため、平成21年4月から、ゆうちょ銀行窓口での取り扱い、同年7月から、コンビニ収納を実施した。

・経営効率とサービス水準の向上を図るため、平成22年4月から、水道料金徴収業務と窓口業務の民間委託を実施した。

・水道料金滞納者対策として、これまで3か月の滞納者に対して実施していた給水停止処分を、平成23年4月から1か月の滞納者に拡大して実施(給水停止件数は前年度同数の1,338件)しており、現年度分の収納率は0.20%増加した。

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・水道料金の滞納者対策として、給水停止予告通知を発送すると共に、滞納者に対する給水停止を実施する。
- ・水道の安定供給に向け、耐用年数を経過した設備の計画的な更新と施設の耐震化を推進する。
- ・有収率の向上に向け、漏水調査等により不明水を確認し、補修する。
- ・普及率の向上に向け、認可区域の未整備地区について、要望があった地区から順次整備拡大を図る。
- ・濁り水の発生原因を分析・究明し、対策を検討する。

24年度の  
評価結果

補足事項